
プロジェクト リース

項目 第 517 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 517 回企業会計基準委員会（2023 年 12 月 27 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

セール・アンド・リースバック取引（取引の性格及び適用指針案の明確化の検討）

（セール・アンド・リースバック取引の性格）

2. 本公開草案の提案を変更しない事務局提案に同意するが、セール・アンド・リースバック取引は現行の企業会計基準適用指針第 16 号とは考え方を変更している部分であるため、金融取引に関する記載については慎重に検討を行う必要があると考えられる。
3. 本適用指針案第 51 項の修正案に関連して、売却したにもかかわらず損益を繰延するというのは適切でないと考えられるところ、フルペイアウトの場合にはそれが認められるというのは混乱を生じさせると考えられるため、そのような方向性で検討することは適当ではないと考える。
4. 現行の税制ではリースバック取引を行うことに金融目的以外の合理的な理由がある場合には資産の売買とリースとして取り扱っているとのコメントは、金融目的以外の合理的な理由がある場合にも金融取引として会計処理することを強制する必要があるかを問う意図と考えられる。このため、現状の事務局の対応はコメント提供者への回答として不十分であり、金融目的以外の合理的な理由がある場合にも金融取引として会計処理すべき理由について回答する必要があると考える。

（会計処理の明確化及び結論に至った根拠の明確化）

一定の期間にわたり充足される履行義務に該当する譲渡はセール・アンド・リースバック取引に該当しないとする定めに関するコメントに対する意見

5. 一定の期間にわたり充足される履行義務による資産譲渡はセール・アンド・リースバック取引に該当しないとする定めは、セール・アンド・リースバック取引の会計処理を IFRS 第 16 号と整合的な会計処理とすることを前提に議論が行われていたと考える。本適用指針案では、セール・アンド・リースバック取引の会計処理について Topic 842 と整合的な会計処理を採用しているため、当該定め必要性に対するコメント提供者の懸念は理

解できる。セール・アンド・リースバック取引に該当しないケースでフルペイアウトになる場合についてどのように取り扱うことになるのかについて説明が必要と考える。

フルペイアウトの要件の明確化に関するコメントに対する意見

6. 本適用指針案 BC81 項に記載を追加する事務局提案に同意する。
7. 本適用指針案 BC81 項に記載を追加する事務局提案に同意するが、結論の背景ではなく適用指針本文に記載する方が良いと考える。

「資産の譲渡が売却に該当する場合」の明確化に関するコメントに対する意見

8. 事務局提案に同意するが、記載の順番として、要件を満たす場合に売買処理を行い、要件を満たさない場合に金融取引の会計処理を行うと記載することで読みやすくなると思う。

資産の譲渡対価が明らかに時価ではないなどの場合に関するコメントに対する意見

9. 本公開草案の提案を変更せず、特段の記載を追加しない事務局提案に同意する。貸手側では恣意性が介入する余地が乏しいとする分析には同意するものの、会計処理を定めない理由としては適切ではないと考える。また、「貸手においては、譲渡対価が時価ではないケースは限定的であると考えられる」としている点について、譲渡対価が時価ではないケースは借手と貸手の間で違いはないと考えられるため、本適用指針案に記載を追加するのであれば表現を見直すべきと考える。

コメント対応表（質問 16）

（コメント 16-26）

10. コメント提供者は担保注記が必要か否かを確認する意図があると考えられるため、現状の事務局の対応はコメント提供者への回答として不十分であると考ええる。

ファイナンス・リース（貸手のリース料）

11. 「指数又はレートに応じて決まる変動リース料」を貸手のリース料に含めないことにメリットがある点は理解できるが、当該変動リース料を含まないことにより貸手のフリーレントの会計処理が却って不明確になる懸念があるため、引き続き検討する必要があると考える。

以上